町長とお話をしてみませんか?

町長との懇談の日を開設

町民の声を町政に反映するため、毎月11日を町長と ■時間 の懇談の日と定め、町長とお話をする機会を設けてい ます。4月は11日が土曜日に当たるため、前日の10日 (金) に開催します。

■日時 4月10日(金)、5月11日(月) 午後2時~4時

- 1人(1団体)約20分間(先着順)
- ■場所 広野町役場 2階 応接室
- 象校■ 広野町民
- ■申し込み方法 実施日の2日前までに下の問い合 わせ先に電話してください。

問 総務課 秘書広報係 ☎0240-27-2111

今後は1月の第2日曜日に

平成28年成人式は1月10日に挙行します

広野町の成人式につきましては、長年にわたり1月 ■日時 平成28年1月10日(日) 午前10時開始 4日に開催してきましたが、平成12年の法改正により、 「成人の日」が1月15日から1月の第2月曜日に移動 してからは、全国の多数の自治体が第2日曜日に実施 している状況にあります。

福島県内でも、59市町村中第2日曜日の実施が38市 町村、8月15日が16町村、その他が5町村(広野町は ここに含まれます)となっています。

1月4日は、多くの企業で「仕事始め」の日にあた り、休暇を取得しづらいとの「声」も多く寄せられて いたことから、一人でも多くの新成人の皆さんが出席 できるよう配慮し、広野町でも1月の第2日曜日に挙 行することにしました。何とぞご理解をお願いします。

- ■会場 広野町中央体育館
- ※例年広野町公民館で行っていますが、平成27年度に 改修工事を予定していますので、中央体育館での挙 行となります。
- ■対象者 平成7年4月2日から平成8年4月1日 までの間に生まれた人で、広野町に住所 がある人。ただし、平成22年度に広野町 立広野中学校を卒業した人は、広野町に 住所がなくても対象となります。対象者 には、10月中に案内と参加申込書を送付 する予定です。

問 生涯学習課 生涯学習係 ☎0240-27-3244 学校教育課 学校教育係 ☎0240-27-4166

納期限は6月1日

平成27年度自動車税の定期課税

いる人(割賦販売の場合は使用している人)に課税さ れます。平成27年度自動車税の納税通知書は、5月8 日に発送する予定ですので、6月1日(月)の納期限 までに忘れずに納付してください。避難などに伴い住 民票を移さないまま転居した人で、転居先へ郵便物の

自動車税は、毎年4月1日現在で自動車を所有して 転送を希望する人は、郵便局へ「転居届」の提出が必 要です。転居届の有効期限は1年間ですので、詳しく は最寄りの郵便局へお問い合わせください。

> 問 相双地方振興局 県税部 課税課 ☎0244-26-1127

4月から放射線対策課に

除染対策課から名称を変更しました

放射線に対する正しい知識の普及など、放射線対策 の充実、強化を図るため、平成27年4月1日から除染 対策課を放射線対策課に名称を変更しました。除染対

策業務も、放射線対策課が引き続き行います。 問 放射線対策課 放射線対策係・除染対策係 **23**0240-27-4162

正確な住所の登録が必要です

引っ越しの際は住民票の異動を忘れずに!

住民票の異動の届出(転出届・転入届・転居届など) は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録な どにつながる大切な手続きです。入学・転職・転勤な どで引っ越しをし、住所を異動する人は、住所変更の 届け出を忘れずに行ってください。

■広野町から転出する場合

広 野 町

転出前に

転出届を提出し、転出証明書を受け取る

引越し先の | 転入した日から14日以内に

市区町村 |転出証明書を添えて転入届を提出する

■広野町内で転居する場合

転居した日から14日以内に広野町に転居届を提出する

問 町民保健課 戸籍係 ☎0240-27-2113

放射線相談室

訪問相談会を行っています

広野町放射線相談室では、2月から集会所での相談会を始めました。4月中の相談予定は表のとおりです。放射線 に関する不安や相談したい事がある人は、ぜひお越しください。参加者全員での対話の後、個別の相談もお受けします。

開催日	会場	時 間
4月10日(金)	上北迫地区集会所	午前11時半~正午
4月13日 (月)	亀ヶ崎地区集会所	午前11時半~正午
4月15日(水)	四倉町鬼越応急仮設住宅集会所 四倉工業団地応急仮設住宅集会所	午後2時~3時 午後3時~4時
4月22日 (水)	常磐迎第1応急仮設住宅集会所 常磐迎第2応急仮設住宅集会所	午後2時~3時 午後3時~4時

問 広野町放射線相談室 ☎080-9252-4773

平成27年度も継続します

復興支援バス無料乗車証の更新をお忘れなく

復興支援バスの乗車には、無料乗車証が必要ですの で、各応急仮設住宅管理人室または広野町復興企画課 企画振興係でお申し込みください。平成26年度の乗車 証を持っている人も、再度申請の手続きをとる必要が ありますので、各応急仮設住宅管理人室または広野町

復興企画課企画振興係で手続きをしてください。お申 し込みください。平成26年度の乗車証の有効期限は、 1か月の再度申請猶予期間があるため、平成27年4月 30日です。

問 復興企画課 企画振興係 ☎0240-27-1251